二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又は急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十六号）第七の一の1の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）

三～五　（略）

○厚生労働省告示第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の十一第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

一　エフェドリン。ただし、外用剤を除く。

二　コデイン。ただし、外用剤を除く。

三　ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。

四　ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。

五　デキストロメトルファン。ただし、外用剤を除く。

六　プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

七　ブロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。

八　メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

○厚生労働省告示第三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量は、一包装であって、かつ、次の各号に掲げる医薬品ごとに、当該医薬品の用法及び用量からみて当該各号に掲げる日数分の数量を超えないものとする。

一　エフェドリン（外用剤を除く。）　五日

二　コデイン（外用剤を除く。）　五日

三　ジヒドロコデイン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

四　ジフェンヒドラミン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

五　デキストロメトルファン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

六　プソイドエフェドリン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

七　ブロモバレリル尿素（外用剤を除く。）　五日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

八　メチルエフェドリン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

その他告示

○総務省告示第四十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年二月十三日

総務大臣　林　芳正

名　称	自由民主党本部周辺地域
期　間	令和八年二月十七日から令和九年二月十六日まで
地　域	東京都千代田区　平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　共同訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年二月十四日から令和八年三月九日まで

三　派遣人数（概数）　二百八十人程度

四　派遣地域　タイ王国